The background features three large, overlapping blue circles of varying sizes and shades, arranged in a triangular pattern. Thin blue lines intersect at the center, creating a star-like or geometric pattern.

認可地縁団体の手引

岐阜県山県市 総務課

目 次

1. 地縁団体とは	2
2. 申請できる団体	3
3. 認可の要件	3
4. 認可申請に必要な書類等	4
5. 認可について	8
6. 申請から認可等までの手続きフロー図	9
7. 認可地縁団体の義務	10
8. 印鑑登録の手続き等	11
9. 認可地縁団体の不動産の登記等について	12
10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の「特例制度」	12
11. 認可の取り消しと解散	15
12. 認可地縁団体に係る税金	15
※ 様式及び参考例等	別冊資料

1. 地縁団体とは

地縁団体とは「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。

いわゆる自治会や町内会などがこれにあたるといえます。

これまで、地縁団体などには法人格が認められていなかったため、地縁団体などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の名義でした。このことにより、役員交代や名義人相続の問題など、自治会が保有する資産をめぐるトラブルが多く生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、市に届出を行い、市から認可（認可地縁団体）を受けると、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

認可地縁団体の利点は、法務局で認可地縁団体の名義で不動産登記ができることです。これにより、代表者が変更になった場合でも不動産の所有権登記内容の変更が必要ありません。

しかし、認可地縁団体は、地方自治法により認められた団体ですので、地方自治法に則した規約を定めるなど、いくつかの義務が課せられます。また、通常の自治会と異なり、会員が個人単位になることや、総会の定足数、規約の変更における議決数など自治会運営における留意点も発生します。

ただし、認可地縁団体になっても、従来からの地縁団体と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

2. 申請できる団体

申請できる団体は、次の条件のいずれも満たす団体となります。

- (1) 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
(自治会、町内会が対象)

次のような団体は、対象となりませんのでご注意ください。

- 特定の目的の活動だけを行う団体
(スポーツ同好会、伝統芸能保存会などの団体)
- 構成員に特定の条件(年齢の制限や性別の制限)を要する団体
(青年団、老人会や婦人会などの団体)
- 代表者が数人いる団体
(数人の役員が各自代表権を有する団体など)
- 自治会の連合組織の地縁による団体
(連合会、協議会など)

- (2) 地域的な共同活動を円滑に行う団体

3. 認可の要件

次の4つの要件(地方自治法第260条の2第2項)を全て満たしている地縁団体が認可の対象となります。

- (1) 目的の要件 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のこと。「現にその活動を行っている」と認めるには、総会に提出された前年度の活動実績を証する書類の提出が必要

- (2) 区域の要件 地縁による団体の存する区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味。区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確

等となり、法人格付与が適当ではないと判断になること。

(3) 構成員の要件 地縁による団体の存する区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員の資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということ。入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒めないこと。

「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にその区域の住民の過半数が判断基準となること。

(4) 規約の要件 規約を定めていること。

規約には、以下(ア)～(キ)が定められていることが必要

- | | |
|----------------|------------------|
| (ア) 目的 | (オ) 構成員の資格に関する事項 |
| (イ) 名称 | (カ) 代表者に関する事項 |
| (ウ) 区域 | (キ) 会議に関する事項 |
| (エ) 主たる事務所の所在地 | |

また、(ク)～(コ)についても定められていることが望ましい。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (ク) 規約の変更に関する事項 | (コ) 残余財産の処分に関する事項 |
| (ケ) 解散に関する事項 | |

4. 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等(地方自治法施行規則第18条)は、次の(1)～(6)のとおりです。

認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。そのため認可申請について、地縁団体でよく話し合ってください。

(1) 認可申請書

申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約

規約案を作成し、総会に諮る前に総務課へご相談ください。

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類(議事録)

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写し
(議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印がある書類)

(4) 構成員の名簿

構成員全員の住所・氏名を記載したもので、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問いません。その地縁団体の住民のうち、過半数の方の名簿が必要となります。

※未成年者の氏名も記入が必要

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した総会に提出された書類（前年度の事業及び決算報告書、本年度の事業計画書及び予算書等）。

(a) 事業報告書

(c) 事業計画書

(b) 決算報告書

(d) 予算書

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

申請者が代表者であることを証する書類については、以下 (i) 及び (ii) の両方の書類が必要となります。

(i) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印がある書類

※議事録に申請者が代表者に選出された旨の記載がある場合は、添付不要

(ii) 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名・押印のある書類

(7) 規約に定める区域を示した図

規約に定めてある地縁団体の区域を確認するために、地図等に区域を囲んで表示したもの

認可申請提出書類チェックリスト

認可申請に必要な書類等	確認項目	確認内容	チェック
(1) 認可申請書	提出日	提出日の記載	有・無
	地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地	地縁団体の名称の記載	有・無
		地縁団体の所在地の記載	有・無
	代表者の氏名及び住所	代表者の氏名の記載	有・無
		代表者の住所の記載	有・無
		代表者の氏名及び住所が「5 申請者が代表者であることを証する書類」と一致	適・不
	別添書類	1. 規約	有・無
		2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	有・無
		3. 構成員の名簿	有・無
		4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を現に行なっていることを記載した書類	有・無
		5. 申請者が代表者であることを証する書類	有・無
(2) 規約	規約に定める事項	(ア) 目的	有・無
		(イ) 名称	有・無
		(ウ) 区域	有・無
		(エ) 主たる事務所の所在地	有・無
		(オ) 構成員の資格に関する事項	有・無
		(カ) 代表者に関する事項	有・無
		(キ) 会議に関する事項	有・無
	規約に定められていることが望ましい事項	(ク) 規約の変更に関する事項	有・無
		(ケ) 解散に関する事項	有・無
(コ) 残余財産の処分に関する事項		有・無	

認可申請に必要な書類等	確認項目	確認内容	チェック
(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類	総会議事録の写し	認可を申請する旨を決定した議事	有・無
		議長の署名又は記名・押印	有・無
		議事録署名人の署名又は記名・押印	有・無
		地縁団体の構成員の人数及び会議に出席した地縁団体の構成員の人数	有・無
(4) 構成員の名簿	構成員名簿	地縁団体の住民のうち、過半数以上	適・不
		総会議事録の地縁団体の構成員の人数と一致	適・不
(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した総会に提出された書類	(a) 事業報告書	前年度の事業報告書	有・無
	(b) 決算報告書	前年度の決算報告書	有・無
	(c) 事業計画書	本年度の事業計画書	有・無
	(d) 予算書	本年度の予算書	有・無
(6) 申請者が代表者であることを証する書類	(i) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写し ※(3)の書類に記載済みの場合は不要	申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事	有・無
		議長の署名又は記名・押印	有・無
		議事録署名人の署名又は記名・押印	有・無
	(ii) 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写し	申請者本人の署名	有・無
(7) 規約に定める区域を示した図		地図等に区域を囲み表示したもの	有・無

5. 認可について

認可申請の書類を提出後、書類審査を経て、市長により認可されます（地方自治法第260条の2第5項）。その認可により、法人格となり、その目的の範囲内で、権利能力を有することになります。

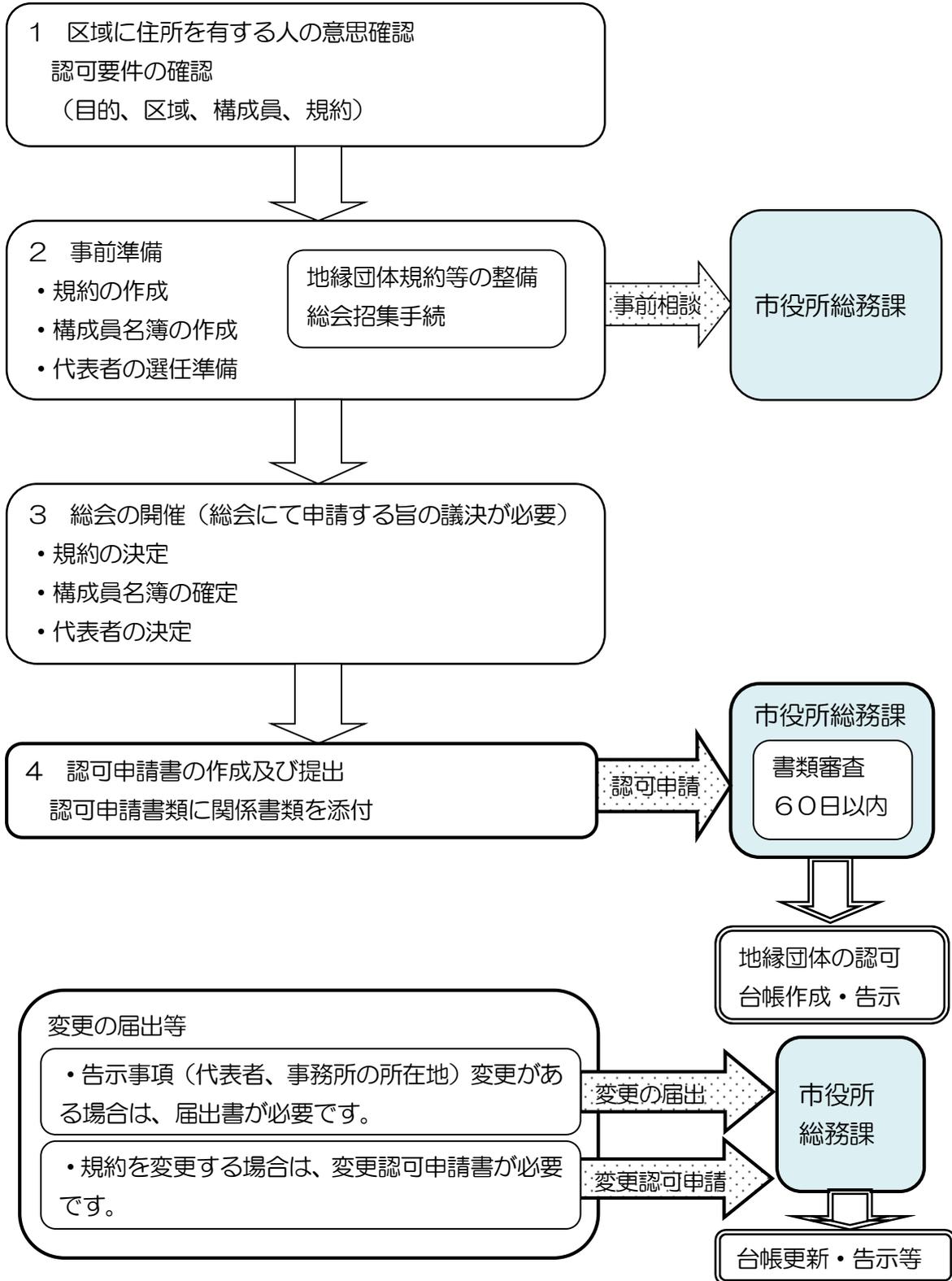
また、認可を行った場合の告示事項（地方自治法施行規則第19条第1項第1号）は次のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

※告示された内容に変更があった場合は、速やかに総務課まで届出ください（「7. 認可地縁団体の義務」参照）。届出がない場合は、不動産移転等を行うことができません。

6. 申請から認可等までの手続きフロー図

認可地縁団体の申請は以下のような手順になります。



7. 認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は（１）～（４）のとおりです。

（１） 告示事項の変更の届出（地方自治法第260条の2第11項）

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。次の表の書類を揃えて総務課まで速やかに届出ください。

○提出書類（地方自治法施行規則第20条）

主な変更事項	提出書類		様式等
代表者が代わったとき	①	告示事項変更届出書	届出書様式第20条関係
	②	代表者の就任承諾書	代表者就任承諾書
	③	告示された事項に変更があった旨を証明する書類	総会議事録の写しなど
主たる事務所の所在地が変わったとき	①	告示事項変更届出書	届出書様式第20条関係
	②	告示された事項に変更があった旨を証明する書類	総会議事録の写しなど
	※ 主たる事務所の位置の変更は、規約の変更認可も必要		

（２） 規約の変更認可（地方自治法第260条の3第2項）

規約を変更する場合（規約の改正）には市長の認可が必要ですので、次の表の書類を揃えて総務課まで提出してください。

○提出書類（地方自治法施行規則第22条）

変更事項	提出書類		様式・記入例等
規約の変更	①	規約変更認可申請書	申請書様式第22条関係
	②	規約変更の内容及び理由を記載した書類	任意様式
	③	規約変更を総会で議決したことを証明する書類	総会議事録の写しなど
	※ 規約の変更内容が、（１）名称、（２）規約に定める目的（３）区域、（４）主たる事務所などの告示事項である場合は、別途、上記（１）の告示事項変更届出書が必要		

※ 変更があった旨を証明する書類として提出する議事録の議事録署名人については、認可地縁団体の規約中「会議に関する事項」を確認してください。

（３） 構成員名簿の備え置き（地方自治法第260条の4第2項）

構成員に変更がある場合、更新が必要となります。（市への報告等は不要）

(4) 総会開催の義務（地方自治法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員による通常総会を開催する必要があります。

8. 印鑑登録の手続き等

(1) 認可地縁団体としての印鑑登録（山県市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成15年山県市条例第10号））の規定に基づき、不動産登記等に必要認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請することができます。

○提出書類など

印鑑登録できる人	印鑑登録に必要なもの	
代表者本人	①	認可地縁団体印鑑登録申請書
	②	認可地縁団体代表者本人の個人印で印鑑登録された印
	③	登録する認可地縁団体の印

※下記に該当する印鑑は、印鑑登録に使用できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの及びその他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に基づき交付します。

○提出書類など

証明書交付手数料	証明書の交付に必要なもの	
無料	①	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
	②	認可地縁団体登録印
	③	※代理人の場合は、委任状

(3) 認可地縁団体印鑑の廃止

認可地縁団体の代表者が変更になったとき、前代表者による認可地縁団体印を廃止し、新代表者で新たに認可地縁団体印鑑登録申請を行ってください。

○提出書類

廃止できる人	印鑑登録廃止に必要なもの
代表者本人	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

9. 認可地縁団体の不動産の登記等について

認可地縁団体は、権利能力を得ることにより、法人としての法的な位置付け及び取り扱いがされ、団体名義で不動産の登記・登録ができます。

法務局で、不動産登記を団体名義により手続きすることで、認可地縁団体の名称名義で登記が可能となります。

登記申請書に登記権利者が添付する書類として、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書（市が作成する地縁団体台帳の写しによる証明書）が必要になります。

この場合は、市に認可地縁団体証明書交付請求書を提出してください。

○提出書類など

証明書交付手数料	証明書の交付に必要なもの
無料	認可地縁団体証明書交付請求書

10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の「特例制度」

平成26年に地方自治法が改正され、平成27年4月1日からは、登記簿に表示された所有者が既に亡くなっている等、相続人の確定に手間がかかるために移転登記等が困難な状況となっている場合、一定の手続きを経て認可地縁団体名義として登記を行うことが可能となりました。（地方自治法第260条の38に規定する認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の「特例制度」）。

特例制度は、登記関係者等に対し異議を述べるべき旨の公告の結果、登記関係者等が期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供された認可地縁団体は、法第260条の39の規定に基づき不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例を享受できることとなります。

※ 特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

(1) 申請要件（地方自治法第260条の38第1項）

下記の申請要件のいずれにも該当する不動産を、認可地縁団体が認可地縁団体を登記名義人として不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該不動産に係る事項の公告を求める旨を市長に申請することができます。

- 不動産の所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの（当該認可地縁団体によ

り10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。)

- 不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又は登記関係者の全部又は一部の所在が知れない場合

(2) 公告の申請（地方自治法第260条の38第1項第1号～第4号）

○提出書類

1	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
2	所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
3	申請不動産に関し、申請することについて総会で議決したことを証する書類
4	申請者が当該認可地縁団体の代表者であることを証する書類
5	次に掲げる①～④の事項について、それを疎明するに足りる資料
	① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
	② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
	③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
	④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(3) 登記関係者などに対し異議を述べるべき旨の公告（地方自治法第260条の38第2項）

市長は、公告の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、申請した認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある不動産の登記関係者又は不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）に対し異議を述べるべき旨を公告します。

この公告期間は、3ヶ月を下らない期間です。

(4) 公告に係る登記関係者等の異議申出

登記関係者等は、公告期間内に異議の申出をすることができます。

○提出書類

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に、住民票の写し又は戸籍の附票の写し及び異議を述べる者が登記関係者等である旨を確認できる書類（下記表

の登記関係者等の別欄ごとにそれぞれ該当する書類)を添付し提出してください。

登記関係者等の別	登記関係者等である旨を確認する書類
申出者が表題部所有者又は所有権の登記名義人の場合	不動産の登記事項証明書
申出者が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の登記事項証明書 ・ 戸籍謄抄本
申出者が所有権を有することを疎明する者の場合	所有権を有することを疎明するに足りる資料

○公告結果(異議申出あり)の通知(地方自治法第260条の38第5項)

公告に係る登記関係者等が期間内に異議を述べた場合、市長は、異議の申出のあった旨及びその内容(氏名、住所、登記関係者の別、申出日時等)を認可地縁団体に通知します。

(5) 公告に係る登記関係者などの承諾(地方自治法第260条の38第3項)

公告に係る登記関係者等が期間内に異議を述べなかつたときは、不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、当該公告に係る登記関係者等の承諾があったものとみなされます。

(6) 公告結果(承諾)の情報提供(地方自治法第260条の38第4項)

市長は、公告に係る登記関係者等から期間内に異議申出がなく、公告に係る登記関係者等の承諾があったものとみなされた場合は、公告をしたこと及び登記関係者等が期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を認可地縁団体に提供します。

(7) 認可地縁団体の不動産登記の手続き(地方自治法第260条の39)

市長から公告結果(承諾)の情報提供を受けた認可地縁団体は、登記申請情報と公告結果(承諾)の情報を併せて法務局に提供したときは、公告結果(承諾)の情報に記載された不動産について、所有権の保存又は移転の登記を申請することができることとなり、これにより、認可地縁団体を所有権の登記名義人とする登記が可能となります。

なお、登記申請書に登記権利者が添付する書類として、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書が必要になります。

11. 認可の取り消しと解散

(1) 取消し（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可要件（地方自治法第260条の2第2項1号～4号）のうち、いずれかを欠くことになったとき
- ② 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ① 規約に定めた解散事由の発生
- ② 破産手続き開始の決定（地方自治法第260条の22）
- ③ 認可の取消し
- ④ 総会の決議（4分の3以上又は規約に定める割合の賛成による総会の解散決議）（地方自治法第260条の21）
- ⑤ 構成員の欠亡

12. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については、次のとおりです。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割……課税減免 法人税割…非課税	均等割……課税 法人税割…課税	山口市役所 税務課 22-6822
	固定資産税	課税減免措置がある場合があります。	課税	
県税	法人県民税	均等割……課税減免 法人税割…非課税	均等割……課税 法人税割…課税	岐阜県税事務所 法人事業税第一、第二係 058-214-6874
国税	法人税	非課税	課税	岐阜北税務署 058-262-6131
	登録免許税	課税	課税	

※市税（法人市民税及び固定資産税）の課税減免については課税減免の申請書提出が必要となります。

平成28年2月発行
令和3年11月改訂

発行 山県市総務課

編集 山県市総務課

〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1

電話 0581-22-6820

ファックス 0581-27-2075